科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 6 月 15 日現在

研究種目:若手研究(B)研究期間:2007~2008

課題番号:19730079

研究課題名(和文) 企業倒産時における経営者の責任追及 研究課題名(英文) Director's liability on insolvency

研究代表者

村田 典子 (MURATA NORIKO) 國學院大学・法学部・准教授 研究者番号:80407171

研究成果の概要:本研究は、倒産処理手続における取締役等の処遇を検討すると同時に、倒産処理手続の機能につき一層の考察を深めるものである。アメリカ連邦倒産法、および英連邦とくにイギリスの倒産処理手続における経営者等の責任追及の有り様を検討することにより、当事者主導型の倒産処理手続の適正さや公正さを担保する要の一つとしての、経営者等の責任追及制度の意義を明らかにした。さらに、倒産処理手続の役割を考えるにあたっては、経済社会との関係性も考慮する必要があることを示した。

交付額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2007 年度	500,000	0	500, 000
2008 年度	200, 000	60,000	260, 000
年度			
年度			
年度			
総計	700, 000	60, 000	760, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学

キーワード: 倒産法、経営者の責任追及、民事再生、アメリカ連邦倒産法

1. 研究開始当初の背景

- (1) 従来、わが国の再建型倒産処理手続にお いては、裁判所や手続機関が主導的に企業の 再建を進めるのが一般的であった。しかし、 2000 年 4 月施行の民事再生法により、財産 管理処分権・事業運営権を保持する再生債務 者が再生手続の進行につき主要な役割を担 うと同時に、債権者に倒産処理手続及び債務 者の監督が委ねられることになった。2005 年まで続く倒産法改正作業の中では、どちら かと言えば、手続をいかに効率的なものとし、 利用しやすいものとするかという点に重点 が置かれてきたように思われる。しかしなが ら、手続の利用しやすさを追求するだけでは、 倒産処理手続の実効性は必ずしも十分に確 保することができないのではないか。民事再 生手続のように当事者自身に手続の主導権 を委ねる制度の下では、いかにして手続の公 正さを担保し、手続に対する信頼を確保する かを、改めて検討する必要があると思われる。
- (2) 民事再生法制定以前にも、従来の経営者 が倒産処理手続でもその地位を維持する制 度として和議手続が存在したが、和議手続で は、裁判所や整理委員が積極的に関与すると いう運用がとられていた。そうであるにもか かわらず、他面で、和議法は「詐欺法」と呼 ばれるほど手続に対する信頼が損なわれて いた。民事再生法は、その機関性は異なるも のの、従来の経営者がその地位を継続したま ま倒産処理手続を進めることができるとい う点では和議法と似通っているが、手続の主 導権は当事者に委ねられ、手続機関による積 極的な関与はあまり予定されていない。した がって、民事再生法の下では、従来よりも、 再生債務者たる会社を実質的に動かしてい く経営者等を倒産手続内でいかに処遇する かが、民事再生手続の適切な運用を確保する 上で大きな意義を有してくるものと考えら れる。
- (3) これまで、わが国では、経営者等の不正あるいは不当な行為は、会社が倒産するに至って初めて明らかになると言われてきた。しかし、倒産手続内で経営者等の責任追及が積極的に図られる事案はそれ程多くなく、実務上の様々な工夫により、経営者の責任が問われてきた。民事再生手続の制定により、手続の主導権が当事者に委ねられると、経営者等の責任は、今までよりも一層曖昧なまま処理される事案が増えるのではないかとの懸念も生じなくはない。

2. 研究の目的

- (1) 以上のような問題意識を背景に、本研究 は、倒産処理手続における経営者の責任追及 制度を取り上げることにより、当事者主導型 倒産処理手続の適正さの確保や、さらには倒 産処理手続のあり方そのものを検討するこ とを目的とする。債務者が、再生手続中も財 産管理処分権・業務運営権を保持しつつ手続 を進めていくという点に、民事再生手続の特 徴が在ることから、手続遂行主体である再生 債務者をどう位置づけるか、特に、その経営 者の責任を倒産手続内でどのように取り扱 うのかが、手続の公正さの確保という視点か らも、手続全体の大きな要となりうると考え られるためである。そこで、本研究は、経営 者の責任追及に関する手続規律、および責任 を問われうる類型につき、考察を深めること を目的とした。
- (2) 本研究の特徴は、倒産処理手続上の経営 責任追及制度を見ていくと同時に、会社法な いし倒産手続外での手続規律と倒産処理手 続との関係をも考慮する点にある。なぜなら ば、会社法等のいわゆる通常時における責任 追及制度が実際に機能するのは、会社倒産時 であることが多く、また、倒産手続において 経営者の責任をどのように取り扱うかが、通 常の経営者の業務運営にも影響を及ぼすと 考えられるためである。このように、倒産手 続外の状況との関係も考慮して倒産手続内 の制度を考えることは、視点を広げると、倒 産処理手続の機能をどう捉えるかというこ とにも繋がる。したがって、本研究は、経営 者の責任追及制度を素材として、倒産処理手 続の機能を問うという問題意識も含むもの である。とくに、「当事者主導」を掲げる民 事再生手続においては、裁判外手続と裁判内 手続との関係が以前よりも密接になると考 えられ、両者の関係をどう捉えるか、そこで の法的倒産処理手続の意義をどう考えるか という新たな問題も生じてくる。本研究は、 そういった幅広い視点から、倒産処理手続に おける経営者の処遇につき考察を加えるこ とを目的としている。

3. 研究の方法

(1) 本研究は、倒産処理手続における経営者の責任追及制度につき、アメリカ合衆国およ

び英連邦諸国、とくにイギリスを素材として、 各国における状況およびその制度等を検討 するという検討方法をとる。

アメリカ連邦倒産法は、DIP型の倒産処理手続の母法といいうる国であり、そこでの経営者の処遇を見ていくことは、新たに DIP型の当事者主導型倒産処理手続を採用したわが国の制度を考える上で参考になるものと思われる。また、英連邦諸国(イギリスをもと思われる。また、英連邦諸国(イギリス合)は、制度としてより整った取締役の表別により、その背景にある情により、そこでの制度のあり方および具体的責任を検討することは、わが国の経営者のあり方を検討することは、わが国の経営者であると考えた。

(2) 倒産処理手続における経営者の責任追及制度を考えるにあたり、その背景にある倒産処理手続の機能そのものに対する考察も行う点に、本研究の特色がある。倒産手続外と倒産手続内との関係性や、倒産時において初めて経営者の不当・不正な行為が表面化するという状況を考えると、社会において倒産処理手続がどのような役割を果たすべきかということが、経営者の責任追及制度を考える上での前提となりうるものと思われるためである。

4. 研究成果

(1) はじめに

まず、わが国の状況、およびアメリカ合衆国の現状とイギリス法の特徴につき簡単に触れたのち、(2)でアメリカ法、(3)でイギリス法に関する研究成果を詳述し、最後に(4)で研究成果を簡単にまとめると共に、今後の課題について触れることとしたい。

① わが国にも法人の役員の責任追及制度がある。これは、主として、法人役員に対し損害賠償請求を行うものである(民再142条から147条参照)。しかし、民事再生法の施行から9年が経つ現在、役員に対して倒産手続内で損害賠償請求が行われる事案はあまり見られない。むしろ実務では、説得に応じた経営者が個人の財産を拠出する、経営者が個人の財産を拠出する、経営者理議で届け出ない、あるいは債権に基づく議者を行使しないといった方法により、経営者の責任を問うことが事実上行われてきた。

かかる処理は一定の役割を果たしてきた ものと考えられるが、良くいえば柔軟な、悪 くいえば場当たり的な処理が常態化すると、 真に経営者の責任追及を図るべき事案にお いて、適切な処理がなされえないという危険がある。そして、経営者に対し責任を問うべき場合にも、曖昧なまま処理されるとすれば、法的倒産処理手続の適正さ・公正さに対して疑問を投げかけることにもなりかねない。特に、当事者主導型の倒産処理手続の場合には、その危険性は増幅しうるといえよう。

② 当事者主導型の倒産処理手続の母法とも言いうるアメリカ合衆国では、まさに、上記のような、経営者に対する責任追及が曖昧なまま処理されるという倒産事件が目立ってきている。しかも、そこでは、責任追及がなされないだけでなく、経営者等が倒産手続内でさらに巨額の利益を得るという事例すら見られる。このような状況は、倒産手続内における経営者の処遇だけではなく、倒産手続で優越的な地位を享受する債権者や、専門家の影響といった、様々な要因を背景に生じていた。

アメリカ法の検討は、倒産処理手続における経営者の処遇を考えるにあたって、倒産処理制度全体を考慮に入れる必要があることを示唆してくれる点、同時に、倒産手続内で経営者をどのように扱うかが、倒産手続全体にどのような影響を及ぼすのかを示してくれる点において、非常に有益である。

③ 取締役の処遇に関する様々な規律が整備されている英連邦系諸国、とくにイギリスでは、アメリカ合衆国の状況とは、また異なった様相を呈している。一番の特徴は、イギリスにおける倒産処理手続の目的として、単に債権者の債権回収や債務者の再生だけではなく、「商業道徳(commercial morality)の維持、および金融債務(financial obligation)の弁済の促進」が挙げられている点である。このことが、イギリス倒産法におけるを書えていると考えられる。かかる視点は、こなかる関産処理手続の機能を考えまでわが国ではそれほど強調されてこなかった点であるが、倒産処理手続の機能を考える上で、非常に興味深い視点である。

(2) アメリカ連邦倒産法チャプター11 における経営者の処遇とその問題点

本研究では、まず、アメリカ連邦倒産法チャプター11を素材とし、最近のアメリカ合衆国における倒産実務の状況につき検討した。

①とくに、大規模倒産事件を対象とした考察ではあるが、ここ数年、チャプター11が変容を遂げているとの指摘がなされ、現状に対する評価や、かかる状況が生じた原因につき様々な議論が繰り広げられている。

その中でも、倒産処理手続における経営者 の処遇は大きな問題となっていた。アメリカ 合衆国においても、倒産手続前の段階で、経 営者等の不当ないし不正な行為が表面化す ることは稀であり、倒産処理手続内が実質的 な経営者等の責任追及の場となっている。し かし、現在のチャプター11手続は非常に早く 進み、また、手続を実質的に支配している一 部の「債権者」らが、経営者の責任追及を強 くは望まないことから、経営者の責任は曖昧 なままとなっている。その上、「債権者」が、 倒産手続内で自己の影響力を強める一つの 手段として、「経営者の処遇」を利用してい るとの指摘もあり、倒産手続中でも経営者等 に莫大な報酬が支払われる、経営者はそれま でと同様強い影響力を行使し続ける、会社の 不正な行為は明らかとはならない、といった 状況が生じている。

- ② チャプター11 における経営者の処遇は、 その他のチャプター11 に生じている数々の 変化(事業譲渡の増加や、プレパッケージ手 続の利用等)とともに、チャプター11の存在 意義そのものにも疑問を投げかける。つまり、 「当事者主導」の名の下で、自己の優越的な 地位を強く主張しうる一部の「債権者」と、 債務者とくにその経営者、さらには倒産事件 を扱う専門家が、チャプター11手続を支配し、 自己の利益追求手段としてこれを利用して いるという点である。これら3者が支配して いるチャプター11手続は、非常に短期間のう ちに終了する。倒産手続申立前に大方の倒産 処理の方法は定められており、その大半は事 業譲渡により処理されている。その過程で、 影響力を有する一部の「債権者」以外の債権 者等が、自己の権利を主張する適切な手続を 保障されていることはあまりない。しかも、 かかるチャプター11 手続を終え、「再建した はず」の会社の多くは、その数年後に再び破 綻しているとの調査結果も示された。
- ③ アメリカ合衆国では、上記のような状況が考慮され、2005 年の改正で、倒産手続内で経営者等に支払われる報酬等には制限が加えられた。
- ④ アメリカ法の考察からは、以下のことを 指摘することができる。すなわち、当事者主 導型の倒産処理手続という名の下で、一部の 者がチャプター11 手続を支配することから、 様々な問題が生じ、ひいては倒産処理手続全 体の意義を問いなおす必要性も生じ始めている。「債権者」は倒産処理手続における自 己の利益追求に重点を置くため、経営者等の 経営責任についてはあまり関心を示さない。 さらに、「債権者」が、責任を問われかねない経営者等を、自身の手続支配の一つの手段

として用いている様子も窺える。経営者の責任追及のあり方と当事者主導型の倒産処理手続のあり方は、密接な関係を有している。したがって、倒産処理手続の公正さの確保や、再建型倒産処理手続のあり方を考えるにあたっては、倒産処理手続における経営者の処遇をある程度明確にしておく必要があると考えられる。

(3) 英連邦諸国における経営者の責任追及制度の意義 ——とくにイギリスの制度を中心として——

法制度全体を通じて、経営者等の責任追及 を図る様々な制度を用意している、英連邦の 諸国、とくにイギリス法を中心に取り上げ、 倒産処理手続における取締役等の責任追及 制度を検討すると同時に、倒産処理手続の機 能についても考察を行った。

① イギリス倒産法における経営者の処遇を考えるにあたって注目すべき点は、倒産処理手続の目的として、「商業道徳(commercial morality)の維持と、金融債務(financial obligation)の弁済促進」が挙げられている点である。さらに、倒産手続においては、公益(public interests)が重視される。すなわち、イギリスにおいては、社会それ自体も倒産処理手続に重要な利害関係を有するものとみなされ、倒産者の倒産の原因を明らかにすることは、社会全体にとって有益であると考えられている。

その背景には、次のような考え方を見るこ とができよう。すなわち、まず第一に、現代 社会は、貸付を基礎とするシステムの上に成 り立っているという点である。かかるシステ ムは、債権の回収不能という不慮の事態が生 じた場合にも、倒産処理手続が適切な対処を してくれるとの制度的保障がなされている ことが基礎となる。第二に、会社が有限責任 の原則を採用していることとの関係である。 取締役や株主は、通常、会社の債務に責任を 負わないが、それは、会社が破綻した場合に はその理由を説明し、必要とあらば会社の業 務事項に関する自らの行為につき公平な調 査を経ること、また、会社の債務へ個人的責 任を負うと同時に個人的な権利の制約を課 せられることとの引き換えに与えられた利 益であると考えている点である。

また、倒産処理手続は、債権回収のための 重要な手段であると同時に、それが調査手続 を備えていることにより、商業社会の適正さ を確保するための役割をも担っているとす る点が、注目に値する。したがって、倒産処 理手続における調査手続は、非常に重要な位 置を有しており、債権者および債務者は、倒 産処理手続が開始された場合には、財産の隠匿や破綻に至った原因等につき調査がなされることを意識しなければならないとされる。これらの制度を弱めると、商業社会の水準が低下すると同時に、倒産処理手続の地位をも揺るがしかねないとの指摘もなされている。

つまり、イギリス倒産法は、倒産処理手続の機能として、貸付により成立している社会及び、有限責任の原則を採用している会社のあり方といった、いわゆる平常時の経済社会の適正さを確保するといった点も考慮に含めている。イギリスにおける倒産手続における経営者の処遇を検討するにあたっては、このような視点を落とすことはできない。

② 上記のような視点から、イギリスにおける倒産処理手続には、(a)倒産者の行為に何らかの誤りや責任があるかどうかを調査すること、(b)何らかの責められるべき事由があった場合には、倒産者は適切な処分を受けるべきであること、(c)倒産者がそのような行為を繰り返すといった事態は避けなければならないが、その反面で合法的な取引行為を再度行う機会を付与することは妨げられてはならない、といった点が求められる。

イギリスの倒産処理手続における経営者の責任追及制度の中でも代表的なものは、不当取引(wrongful trading)に関する規制と、取締役の資格剥奪制度(director's disqualification)である。前者は、会社の財政状態が悪化した状況で、漫然と取引行為を行った取締役に対し、清算出資という形で会社の一般財産への金銭の提供を命じる制度であり、後者は、上記のような取締役に対し、その取締役資格を剥奪する、つまり取引社会に参加する資格そのものを奪うという制度である。

これらの制度を検討するにあたっては、倒 産手続開始申立前の段階で、取締役等には、 取引および事業運営に関する帳簿を維持す る義務が課せられており、また、財政上の困 難に直面した場合には、倒産の専門家を雇う ことが求められることに注意をする必要が ある。つまり、倒産手続内で取締役等に厳格 な責任追及を行う前提として、倒産手続開始 申立前の段階から、さらには通常の営業状態 を維持している間から、取締役等には様々な 義務が課せられ、一定の行為が求められてい るという点である。かかる行為に従わなかっ た場合に、倒産手続でもその責任が問われる ことになる。他方で、取締役等に過剰に厳し い制約を課すことは、取引社会の活性化を損 なうことにもつながり兼ねない。そこで、い かなる場合に、どの程度の責任追及を図るか が非常に重要な意義を有するが、この点につ き、イギリス倒産手続においては、様々な検 討の跡が見られる。

③ イギリス法からは、次のことを学ぶことができる。すなわち、倒産処理手続には、経済社会制度そのものを支えるという役割も与えられている点である。そして、現代の経済社会の適正さをいかに確保し、その円滑な遂行を確保するかという観点から、倒産手続における経営者等の処遇も考える必要が、ため、イギリス法は、倒産手続のあり方を考える上で多くの示唆に富んでいる。

④ イギリス倒産法に関する研究は、わが国 では比較的少ない。また、英連邦諸国の資料 は手に入りにくく、情報収集が容易にならな いことも多い。そこで、2008年3月には、 オーストラリア(シドニーおよびメルボル ン) に赴き、現地での情報収集に努めた。そ の頃のオーストラリアは、ちょうど倒産法改 正を終えた後で、倒産手続に関する多くの問 題点が議論されていた時期であり、資料も豊 富で、最新の情報を入手することができた。 倒産手続はその国の経済社会の影響を強く 受ける制度であると思われる。そこで、同じ 英連邦に属する国としてイギリスとオース トラリアの制度を比較することにより、経済 社会と倒産法との関係に何らかの考察を加 えることができると思われる。オーストラリ ア滞在中は、特にメルボルン大学で多くの協 力を得、様々な有益な情報を集めることがで きた。

(4) おわりに――今後の検討課題―

倒産処理手続における経営者の処遇や経営者の責任追及のあり方は、倒産処理手続の機能をどう考えるかということと密接な関係を有する。その態様如何によっては、倒産処理手続の機能自体を損なうことにもない。大規模倒産事件に限った考察にはもるが、アメリカ合衆国の状況は、そのはあるが、アメリカ合衆国の状況は、そのは方、イギリス倒産法における経営者等の責任追及制度のあり方は、経済社会を支える倒産という、倒産処理手続の、(本来的にはもしているが、わが国では正面から論じられることは必ずしも多くなかった)新たな役割を示唆してくれている。

イギリスの制度を検討するにあたっては、 イギリス倒産法そのものについての、より広 く深い考察が必要となると思われる。この点、 本研究期間中には十分な検討ができなかっ た。今後の課題とし、歴史的経緯も含め、イ ギリス倒産法の意義を踏まえた上で、より広い視点から、倒産手続における取締役の責任 追及制度を改めて検討することとしたい。また、経済社会と倒産法という視点からは、異なる点はあるものの似通った倒産処理制度を有するオーストラリア法やカナダ法も比較検討の対象とし、いかなる経済社会の下し、いかなる制度を構築しているのかを検討し、い経営者の責任追及制度という視点から、わが国における倒産処理手続の機能を考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2件)

- ① <u>村田典子</u>「当事者主導型の倒産処理手 続の機能の変容 (一)」民商法雑誌 138 巻 6 号 59 頁―84 頁(2008 年)[査読有り]
- ② <u>村田典子</u>「当事者主導型の倒産処理手 続の機能の変容 (二・完)」民商法雑誌 139 巻 1 号 37 頁―68 頁 (2008 年) [査読有り]
- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

村田 典子 (MURATA NORIKO)

國學院大學・法学部・准教授

研究者番号:80407171

- (2) 研究分担者 なし
- (3)連携研究者なし

以上